

第 1 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,192,810千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ881,004,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年8月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		<b>2,045,907</b>	<b>37,500</b>	<b>2,083,407</b>
	1 負担金	1,756,706	37,500	1,794,206
2 使用料及び 手数料		<b>9,659,504</b>	<b>△ 3,004</b>	<b>9,656,500</b>
	1 使用料	6,715,752	△ 3,004	6,712,748
3 国庫支出金		<b>125,909,635</b>	<b>40,701,897</b>	<b>166,611,532</b>
	1 国庫負担金	52,294,186	3,086,755	55,380,941
	2 国庫補助金	71,255,414	37,615,142	108,870,556
4 繰入金		<b>35,086,749</b>	<b>274,417</b>	<b>35,361,166</b>
	1 基金繰入金	34,650,845	274,417	34,925,262
5 県 債		<b>66,707,000</b>	<b>3,182,000</b>	<b>69,889,000</b>
	1 県 債	66,707,000	3,182,000	69,889,000
歳 入 合 計		<b>836,811,320</b>	<b>44,192,810</b>	<b>881,004,130</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>36,949,376</b>	<b>3,791,353</b>	<b>40,740,729</b>
	1 総務管理費	11,423,304	11,243	11,434,547
	2 企 画 費	7,432,711	780,110	8,212,821
	3 市 町 村 費	8,316,013	3,000,000	11,316,013
2 民 生 費		<b>126,661,988</b>	<b>13,075,097</b>	<b>139,737,085</b>
	1 社会福祉費	61,992,177	10,483,715	72,475,892
	2 児童福祉費	37,284,596	2,470,745	39,755,341
	3 生活保護費	4,650,927	120,637	4,771,564
3 衛 生 費		<b>55,013,243</b>	<b>16,150,094</b>	<b>71,163,337</b>
	1 公衆衛生費	40,181,451	15,201,414	55,382,865
	2 医 薬 費	1,279,462	948,680	2,228,142
4 労 働 費		<b>2,465,658</b>	<b>1,017,041</b>	<b>3,482,699</b>
	1 職業訓練費	1,883,893	42,187	1,926,080
	2 失業対策費	224,993	974,854	1,199,847

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農水産業林費		千円	千円	千円
		<b>49,460,756</b>	<b>483,290</b>	<b>49,944,046</b>
	1 農業費	19,917,427	173,895	20,091,322
	2 畜産業費	3,298,172	247,182	3,545,354
	3 林業費	9,787,155	49,045	9,836,200
	4 水産業費	5,876,069	13,168	5,889,237
6 商工費		<b>118,121,167</b>	<b>391,373</b>	<b>118,512,540</b>
	1 商業費	109,015,799	264,001	109,279,800
	2 工鉱業費	6,249,772	81,172	6,330,944
	3 観光費	2,855,596	46,200	2,901,796
7 土木費		<b>55,845,131</b>	<b>3,960,960</b>	<b>59,806,091</b>
	1 河川海岸費	15,680,585	3,954,600	19,635,185
	2 港湾費	2,319,306	6,360	2,325,666
8 警察費		<b>39,737,260</b>	<b>28,506</b>	<b>39,765,766</b>
	1 警察管理費	35,827,597	27,565	35,855,162
	2 警察活動費	3,909,663	941	3,910,604

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 教育費		<b>142,933,716</b>	<b>580,984</b>	<b>143,514,700</b>
	1 教育総務費	33,070,589	322,205	33,392,794
	2 中学校費	22,032,803	3,000	22,035,803
	3 高等学校費	28,736,890	124,000	28,860,890
	4 特別支援 学校費	14,139,257	116,336	14,255,593
	5 保健体育費	1,987,059	15,443	2,002,502
10 災害復旧費		<b>13,765,462</b>	<b>4,690,543</b>	<b>18,456,005</b>
	1 土木災害 復旧費	5,986,045	3,020,338	9,006,383
	2 教育災害 復旧費	1,293,047	1,670,205	2,963,252
11 諸支出金		<b>96,643,496</b>	<b>23,569</b>	<b>96,667,065</b>
	1 繰出金	16,521,619	23,569	16,545,188
歳出合計		<b>836,811,320</b>	<b>44,192,810</b>	<b>881,004,130</b>

第2表 債務負担行為補正

変更

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
事務機器等賃借	令和3年度 ～令和10年度	千円 4,143,780	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和10年度	千円 4,170,652
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和3年度	773,354		令和3年度	780,853
	令和4年度	767,015		令和4年度	774,514
	令和5年度	764,230		令和5年度	771,729
	令和6年度	738,465		令和6年度	742,840
	令和7年度	631,263		令和7年度	631,263
	令和8年度	254,093		令和8年度	254,093
	令和9年度	145,607		令和9年度	145,607
	令和10年度	69,753		令和10年度	69,753

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保護施設整備費 事業	千円 4,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
教育施設 現年発生国 補助事業費	536,000	会社、その他 (借入方法)	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
教育施設 現年発生単 災害復旧事業費	13,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他)	方式で借り 入れる資金 について、	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
		工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	
計	553,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂防国庫補助事業費	千円 1,905,000	(借入先) 財務省、地方公共団体	年5.0%以内	据置期間を含め30年以内	千円 3,490,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	329,000	融機構、会社、その他	利率見直し方式で	均等償還又は元金均等償還、	1,367,000	(補正前に同じ)		
障がい者福祉施設整備事業費	51,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	満期一括償還等	52,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	1,457,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。		ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。	1,462,000			
計	3,742,000				6,371,000			